⑳　共同企業体（経常建設共同企業体を含む。）を構成する場合は、構成員毎に主任技術者又は監理技術者を必ず１名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が4,000万円以上になるときは、構成員のうち１者は監理技術者を設置しなければならない。

㉑　本工事は、競争参加資格として「配置予定の技術者等」の配置要件を設けず、契約締結後の配置要件とする工事である。

㉒　契約締結後に配置する技術者の要件　本工事に設置される主任（監理）技術者は専任で配置しなければならない。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働している期間（準備工の期間を含む。）とする。

現場代理人又は主任（監理）技術者のうち、いずれかの者が従事役職にかかわらず元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。途中交代する場合も、同等以上の工事経験を有すること。

求める経験　橋梁上部工を架設した工事

・工事経験について、工事のしゅん功した年度については問わない。
・工事経験が、中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功した工事（旧ＪＨが発注し、平成13年度以降にしゅん功した工事を含む。）である場合にあっては、工事成績評定通知書により通知された評定点が65点未満のものを除く。
・工事経験が、中日本高速道路株式会社を除く公共工事発注機関が発注し、しゅん功した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く。
・特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。ただし、現場代理人としての経験においては、共同企業体の形態及び出資比率にかかわらず経験として認める。

㉓　詳細は入札説明書による。

6　Summary

(1)　Official in charge of the contract of the procuring entity : IKEDA Koji, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Bridge deck replacement of the Matsugadaira daiichi bridge and other 1 bridge on the Chuo Expressway.

(4)　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 2 August 2022

(5)　Due date for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 28 October 2022 (Tenders submitted by registered mail, 4 : 00 P.M. 28 October 2022)

(6)　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

(7)　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460―0003 Tel. 052―222―1448

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和４年６月28日

支出負担行為担当官

大阪航空局長　小池慎一郎

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

○阪空契第366号（No.366）

1　業務概要

(1)　品目分類番号　42

(2)　業務名　松山空港事務所新庁舎・管制塔新築設計（電子入札対象案件）

(3)　業務内容　本業務は、松山空港事務所の新庁舎および新管制塔の建築及び建築設備等に係る基本設計、実施設計及び積算業務等を行うものである。

(4)　履行期間　契約締結の翌日から令和６年３月22日まで

(5)　本業務は、資料の提出等を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(6)　本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2　参加資格

参加表明書を提出する者（以下、「参加表明者」という。）は、以下の(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は、(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

(1)　単体企業

１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）見積書の徴取までに大阪航空局における令和３・４年度一般（指名）競争参加資格のうち「建設コンサルタント」でＡ等級の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年10月１日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

３）会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

４）参加表明書等の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に、大阪航空局長より「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付け空経第386号）」に基づく指名停止を受けていないこと。（受注者が業務遂行に当たって、その業務を再委託する場合の再委託先の建設コンサルタントも含む。）

５）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

６）建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(2)　設計共同体　2(1)単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年６月28日付け大阪航空局長）に示すところにより大阪航空局長から松山空港事務所新庁舎・管制塔新築設計に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を当該業務の開札の日までに受けているものであること。

3　競争の適正阻害

参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当する者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

(1)　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社または更正手続きが存続中の会社である場合は除く。

１）親会社と子会社の関係にある場合

２）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合